

○高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

平成27年10月 1 日条例第59号

高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等の適切な管理及び活用の促進に関し、基本理念等を定め、並びに市、空家等の所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全並びに災害及び犯罪の予防を図り、もって市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等及び不特定の者が容易に内部に侵入し、又は使用することができることにより犯罪行為を誘発するおそれがある状態にある空家等をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(基本理念)

**第3条** 空家等の適切な管理及び活用の促進に関する対策（以下「空家等対策」という。）は、適切に管理されていない空家等が、衛生、景観等の生活環境の保全並びに災害及び犯罪の予防に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置が適切に講じられなければならない。

2 空家等対策は、市、空家等の所有者等及び市民がそれぞれの役割を強く認識し、相互に密接な連携を図りながら、協働して行わなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等の適切な管理及び活用の促進が図られるよう、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(空家等の所有者等の責務)

**第5条** 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する空家等が危険空家

等にならないよう適切な管理に努めるとともに、市が実施する対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する対策に協力するよう努めるとともに、危険空家等があると認めるときは、速やかに市に対し、その情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

**第7条** 市長は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

**第8条** 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

**第9条** 市は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）の活用を促進するため、情報の提供その他必要な対策を講ずるものとする。

(緊急安全措置)

**第10条** 法第14条に規定するもののほか、市長は、特定空家等の倒壊、崩落等により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、協力を要請することができる。

(高松市空家等対策協議会)

**第12条** 空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条第1項の規定に基づき、高松市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 第7条に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 法第14条に規定する措置に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等対策に関し必要な事項
- 3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。
  - 4 会長は、市長をもって充てる。
  - 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
  - 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
  - 7 委員は14人以内とし、法第7条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。
  - 8 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 9 委員は、再任されることができる。
  - 10 協議会の庶務は、市民政策局において行う。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)